

旅費に関する内規

旅費の支払い対象となる案件に於いて旅費計算の基準を下記のとおりとする

1. 役員旅費規定(以下「規程」という)第 11 条において、各支部での旅費の支給は規定に準じて各支部で別に定めることになっているが、明文化された定めがないため、「北陸地方本部で定めた旅費規程」を準用することにする
2. 規定第 6 条の 3 において、30km 以内の交通費は片道 600 円とし、第 8 条において日帰り出張は交通費の実費を支給するとしていることから、日帰り出張について下記のとおりとする
 - (ア) 2km 以内は徒歩にて移動するものとし交通費は支給しない
 - (イ) 2km を超える交通費は実費とするが、移動区間に適用できる公共交通機関の運賃が片道 600 円を下回る場合は片道 600 円支給する
 - (ウ) 実費の計算は、旅程における JR 運賃を基本とし JR がなく私鉄等の運行がある場合はこれを適用するただし、当分の間 JR 特急は利用しない。
 - (エ) 前項において複数の手段の利用が可能な場合は選択肢のうち安価な方を適用する
 - (オ) 自宅から最寄り駅、目的地から目的地の最寄り駅の区間の距離がそれぞれ 2km 以内の場合は上記に準じて当該区間の交通費は加算しない
 - (カ) 前項において当該区間が 2km を超える場合は、旅費の支払いを受ける者からの申告によりバス等の費用を加算することができるものとする
 - (キ) 県をまたぐ移動の場合は特急料金(新幹線料金含む)を支払えるものとするただし、当分の JR 特急は利用しない。
3. この定め適用が困難な案件が発生した場合は、支部長の裁定によるものとし、必要に応じて本内規を見直すものとする
4. 本内規の制定、廃改定は、支部役員会の合意により効力を発するものとする

制定 平成 27 年 3 月 15 日

附則 本内規の適用開始時期は平成 27 年 4 月 1 日とする